



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成26年11月27日

宜野座村長 當眞 淳



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
松田区・宜野座区・惣慶区・福山区・漢那区・城原区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成26年10月28日 宜野座村「人・農地プラン」検討委員会
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 5経営体
個人 229経営体
集落営農（任意組織） 0経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針
農業委員会を介し、農家同士で利用権設定を行い、村農地流動化奨励金補助金を活用する。村内農地は村内農業者へ貸付を行うことを原則とする。
6. 地域農業の将来のあり方
生産品目の明確化・複合化・6次産業化・高付加価値化・新規就農の促進を進めていく。